山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　町内における商工業の活性化を促進するため、空き店舗等を活用して事業を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成３年町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　空き店舗等　町内において、商工業等の事業活動を継続することを断念し、店舗、工場、事務所等の事業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）ものをいう。

(２)　中小企業者等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に規定する中小企業者及び個人事業主をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表に定める業種に該当する中小企業者等で、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第５条第１項に規定する町内の都市計画区域内にある空き店舗等を活用して新たに本店、支店等を開業し、１年以上継続して営業することが見込まれるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、補助の対象外とする。

(１)　町内での移動等により開業するもの

(２)　空き店舗等の所有者と同一世帯又は生計を一にしているもの

(３)　空き店舗等の所有者の三親等以内のもの

(４)　国、県、その他団体から同種の補助金等の支援を受けているもの

(５)　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業のもの

(６)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(７)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者その他暴力団員による不正な行為等の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者

(８)　法人でその役員のうちに前号に該当する者があるもの

(９)　政治活動及び宗教活動を行う団体

(10)　納期限の到来した町税等を滞納しているもの

(11)　 開業後の形態が都計法、建築基準法等関係法令に適合しない内容で申請しようとするもの

（12） その他町長が補助対象者として適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、開業する空き店舗等の賃貸借料とする。ただし、敷金、礼金等の附帯経費は含まないものとする。

（補助対象期間）

第５条　補助金の交付対象となる期間は、開業した日から１年間とする。

２　月の途中に開業した場合の対象期間の開始は、翌月の１日とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、対象となる経費の２分の１以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で60万円を限度とする。

（開業計画書）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、事前に山辺町空き店舗等入居者支援補助金開業計画書（様式第１号。以下「開業計画書」という。）を町長に提出するものとする。

（開業の確認）

第８条　町長は、前条の開業計画書による開業を確認したときは、山辺町空き店舗等入居者支援補助金開業確認書（様式第２号）を申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第９条　申請者は、開業した日から６ヶ月ごとにそれぞれ６ヶ月を経過した日の属する月の翌月に、山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付申請書（様式第３号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)　賃貸借料を支払ったことがわかる書類

（２） 調査同意書（様式第４号）

(３)　その他町長が必要と認める書類

２　前項の申請は、それぞれの期間において継続して営業した場合に行うものとし、期間途中において営業を休止又は廃止した場合はできないものとする。

（交付決定及び額の確定）

第10条　町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の決定を行い、山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。なお、この補助金の交付決定をもって額の確定とする。

（補助金の請求）

第11条　補助金の交付決定を受けたものは、当該通知を受けた後、速やかに山辺町空き店舗等入居者支援補助金請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条　町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、既に支給した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(１)　虚偽の申請又は不正の行為があったとき。

(２)　開業後１年を経過しないうちに営業を中止したとき。

(３)　前各号に掲げるもののほか、不適当と認められる事実があったとき。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（山辺町中心市街地空き店舗等入居者支援補助金交付要綱の廃止）

２　山辺町中心市街地空き店舗等入居者支援補助金交付要綱（平成26年告示第13号）は、令和４年３月31日をもって廃止する。

別表（第３条関係）

事業者の分類と名称

Ａ建 設 業

01総合工事業

02職別工事業（設備工事業を除く。）

03設備工事業

Ｂ製 造 業

01食料品製造業

02飲料・たばこ・飼料製造業

03繊維工業

04木材・木製品製造業（家具を除く。）

05家具・装備品製造業

06パルプ・紙・紙加工品製造業

07印刷・同関連業

08化学工業

09石油製品・石炭製品製造業

10プラスチック製品製造業（別掲を除く。）

11ゴム製品製造業

12なめし革・同製品・毛皮製造業

13窯業・土石製品製造業

14鉄鋼業

15非鉄金属製造業

16金属製品製造業

17汎用機械器具製造業

18生産用機械器具製造業

19業務用機械器具製造業

20電子部品・デバイス・電子回路製造業

21電気機械器具製造業

22情報通信機械器具製造業

23輸送用機械器具製造業

24その他の製造業

Ｃ情報通信業

01情報サービス業

02インターネット附随サービス業

03映像・音声・文字情報制作業

Ｄ運輸業、郵便業

01道路貨物運送業

　02道路旅客運送業

　03倉庫業

　04運輸に付帯するサービス業

Ｅ卸売業、小売業

01各種商品卸売業

02繊維・衣服等卸売業

03飲食料品卸売業

04建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

05機械器具卸売業

06その他の卸売業

07各種商品小売業

08織物・衣服・身の回り品小売業

09飲食料品小売業

10機械器具小売業

11その他の小売業

12無店舗小売業

Ｆ金融業、保険業

01保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）

Ｇ不動産業、物品賃貸業

01不動産取引業

02不動産賃貸業・管理業

03物品賃貸業

Ｈ学術研究、専門・技術サービス業

01専門サービス業（他に分類されないもの）

02広告業

03技術サービス業（他に分類されないもの）

Ｉ宿泊業、飲食サービス業

01宿泊業

02飲食店（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）

03持ち帰り・配達飲食サービス業

Ｊ生活関連サービス業、娯楽業

01洗濯・理容・美容・浴場業

02その他の生活関連サービス業

03娯楽業

Ｋ教育、学習支援業

01学校教育

02その他の教育、学習支援業

Ｌ医療、福祉

　01医療業

　02保健衛生

　03社会保険・社会福祉・介護事業

Ｍサービス業（他に分類されないもの）

01廃棄物処理業

02自動車整備業

03機械等修理業（別掲を除く。）

04職業紹介・労働者派遣業

05その他の事業サービス業

※日本標準産業分類（一部抜粋）

様式第１号（第７条関係）

　　年　　月　　日

山辺町長　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名及び代表者名

山辺町空き店舗等入居者支援補助金開業計画書

　次のとおり開業計画書を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等所在地 |  |
| 店舗等名称 | 　 |
| 業種（主取扱品） | 　 |
| 開業予定年月日 | 　　　　　年　　月　　日（　　　　年　　月　　日入居） |
| 賃貸借料 | 　月額　　　　　　　　　　　　円（消費税込み） |
| 連絡先電話番号 | 　店舗　　　－　　　　　、自宅　　　－　　　　－　　　 |

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長

山辺町空き店舗等入居者支援補助金開業確認書

　　　　　年　　月　　日付で提出がありました、山辺町空き店舗等入居者支援補助金開業計画書により、次のとおり確認したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等所在地 |  |
| 店舗等名称 | 　 |
| 業種（主取扱品） | 　 |
| 開業日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 補助の対象とする期間 | 　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで |

様式第３号（第９条関係）

　　年　　月　　日

山辺町長　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名及び代表者名

山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付申請書

　このことについて、山辺町補助金等の適正化に関する規則第５条及び山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗等所在地 |  |
| 店舗等名称 | 　 |
| 申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 賃貸借料 | 　月額　　　　　　　　　　　　円（消費税込み） |
| 申請対象期間 | 　　　　　年　　月　から　　　　　年　　月 |
| 開業年月日 | 　　　　　年　　月　　日（　　　　年　　月　　日入居） |
| 添付書類 | 　(１)　賃貸借料を支払ったことがわかる書類（２） 調査同意書（様式第４号）　(３)　その他町長が必要と認める書類 |

様式第４号（第９条関係）

調査同意書

年　　月　　日

山辺町長　　　　　殿

申請者　　　　住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）

連絡先℡

私は、山辺町空き店舗等入居者支援補助金の申請にあたり、次の納入状況等について調査することに同意します。

１　町税（町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

２　介護保険料

３　下水道使用料

４　簡易水道料

※山辺町記入欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査項目 | 調査結果 | 確認日 | 確認者印 |
| １　町税　　町県民税固定資産税軽自動車税国民健康保険税 | ・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日令和　年　月　日 |  |
| ２　介護保険料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ３　下水道使用料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |
| ４　簡易水道料 | ・完納　・未納　・該当なし | 令和　年　月　日 |  |

様式第５号（第10条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

申請者　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山辺町長

山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった山辺町空き店舗等入居者支援補助金について、下記のとおり決定したので、山辺町空き店舗等入居者支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決定内容 | 交　　付　　・　　不 交 付 |
| 補助金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 店舗等所在地 | 　 |
| 対象期間 | 　　　　　年　　月　から　　　　　年　　月 |
| 条件（不交付の場合は　　　　その理由） |  |

様式第６号（第11条関係）

　　年　　月　　日

山辺町長　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所又は所在地

団体名及び代表者名　　　　　　　　　　　　㊞

山辺町空き店舗等入居者支援補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付　　第　　　号で交付額の確定のあった山辺町空き店舗等入居者支援補助金について、下記のとおり交付されますよう請求します。

記

金　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 | 銀　　行　　　　　　　　　　　本　店信用組合　　　　　　　　　　　支　店組　　合　　　　　　　　　　　出張所 |
| １　普通預金２　当座預金 | 口　座番　号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏　　名 |  |

※　口座番号は、右詰めで記入してください。

※　ゆうちょ銀行の場合は、「振込用」の店名（漢数字）、口座番号をご記入ください。

※　記入間違いのないようにお願いします。